

[共同研究：会計教育に関する研究]

税務会計教育の現状と課題

金 光 明 雄

1. はじめに

本研究の目的は、大学における税務会計教育の現状と今後の展望を考察することである。

近年、大学等の教育現場や社会において、会計教育のあり方や会計教育の質保証が注目されている。この背景には、市場化やグローバル化さらには ICT 化の進展など、企業をとりまく経営環境が大きく変化する現代において、企業の会計が様々な課題に直面するなかで、会計学の重要性が以前にも増して強く認識されるようになってきたことが考えられる。そうした会計教育現場における会計教育への関心の高まりを反映して、会計学の学術的研究をふまえた会計教育に関する専門的研究の本格化が求められている¹⁾。

しかしながら、会計教育の問題といっても、その内容は多岐にわたる。会計教育研究は、どのような会計教育問題を扱うかによっていくつかのパターンに分類される。主には、①会計教育の現場・環境に関する研究、②会計教育の目標・目的に関する研究、③会計教育の教授法・ツールに関する研究、④会計教育の内容・カリキュラムに関する研究である²⁾。このうち本研究は、主として④会計教育の内容・カリキュラムに関する研究に分類される。

これまでに会計教育の事例や実態調査に基づく研究報告は散見されるが、その多くは簿記会計教育や IFRS 教育の問題に関する研究であった。これに対し、税務会計教育の問題を取り上げた研究報告はほとんど見当たらない。

本研究では、各大学が開講する税務会計科目のシラバスをもとに、税務会計教育の内容を検討してその特徴を明らかにするとともに、税務会計教育にいかなる変革が求められているのかを考察することとする。本研究において税務会計教育の将来的課題を検討することによって、税務会計教育のさらなる進展に寄与するものとする。

2. 税務会計の領域

税務会計は、税法による規制のもとに行われる会計である。その主たる目的は、課税の基準となる課税所得の計算や課税価額の評価など課税標準の決定と伝達にある³⁾。ここから、

1) 柴 [2007b], 102頁および柴 [2011], 4頁。

2) 坂上 [2003], 218頁。

3) 富岡 [2013], 2頁。

キーワード：会計教育，税務会計

税務会計の領域は、「所得税務会計」、「財産税務会計」および「消費税務会計」の3つに大別される。

所得税務会計は、「企業や個人の経済活動その他事象を計数的に認識・測定し、これに基づいて所得を課税対象とする税の課税標準となる所得金額と税額を計算し、その結果を報告すること」を中心的課題とする。所得を課税対象とする税の代表的なものとして、法人税や所得税がある。法人税法や所得税法に基づく会計は所得税務会計に含まれる。

企業会計の一部として機能する税務会計の本質は、企業会計の損益計算思考を基礎とする会計的測定方法を用いた課税標準たる所得金額の計算に求められる。これまで、わが国で一般に「税務会計」という場合、それは所得税務会計を意味し、とりわけ法人税法に基づく会計がその中心に位置づけられる傾向にあった。

しかしながら、税務会計が有する本来の目的からすると、「相続税や贈与税、固定資産税などの財産課税における課税標準である課税財産についての課税価額の評価⁴⁾や、「一般消費税や個別間接税などの消費課税における課税標準である課税消費についての課税価額の測定」⁵⁾も税務会計の範囲に含まれるだろう。一般に前者は財産税務会計とよばれ、後者は消費税務会計と称される。税務会計の中心的領域は所得税務会計であるが、財務税務会計と消費税務会計もまた、今日の税務会計の体系をなすものとして位置づけられる。

3. 税務会計教育の内容

(1) 調査の方法

本研究では、経営学、商学および経済学系列の学部を有し、かつ税務会計の科目を設置する4年制大学を調査対象として、各大学で開講されている税務会計科目のシラバスをもとに、どのような講義内容が展開されているかという視点から、税務会計教育の現状把握を試みた。

調査にあたり、各大学における経営学・商学・経済学系列学部の有無については、公益財団法人文教協会が刊行する『全国大学一覽』において確認を行った⁶⁾。税務会計科目の設置の有無については、「税務会計」をキーワードとして、各大学の公式ホームページに情報公開されている履修要項やカリキュラム表などを参照しながら確認作業を進めた。また、分析資料となる税務会計科目に関するシラバスについては、大学ホームページ上のシラバス検索サイト（但し、一般利用が可能なものに限る。）または情報公開されている講義要項より収集した。

4) 富岡 [2013], 11頁。

5) 富岡 [2013], 12頁。

6) 本研究では、経営学・商学・経済学系列の学部として、経営学部、商学部および経済学部以外に、次の学部もこれに含めて調査を実施した。経営経済学部、経済経営学部、商経学部、総合経営学部、現代経営学部、国際経営学部、経営法学部、経営文化学部、経営教育学部、サービス経営学部、都市経営学部、医療経営学部、経営情報学部、ビジネス情報学部、経済情報学部、企業情報学部、産業情報学部、ビジネス学部、現代ビジネス学部、ビジネスマネジメント学群、ビジネス創造学部、グローバルビジネス学部、金融経済学部、経済科学部、法経学部、政経学部、政治経済学部。

(2) 調査結果の概要

前述の調査方法に基づいて調査対象を抽出したところ、2015年4月30日現在、全国109大学において税務会計科目の設置・開講が確認された⁷⁾。これは、経営学・商学・経済学系列の学部を有する大学(220校)の概ね半数にあたる。開講学部の内訳は、経営学部42校、経済学部33校、商学部23校、経営情報学部5校、経営経済学部2校、経済経営学部2校、商経学部1校、総合経営学部1校、国際経営学部1校、経済情報学部1校、企業情報学部1校、産業情報学部1校、ビジネス学部1校、現代ビジネス学部1校、ビジネスマネジメント学群1校、グローバルビジネス学部1校、政経学部1校、政治経済学部1校である⁸⁾。

これらの大学・学部における税務会計科目の開講数は合計176であった⁹⁾。税務会計の科目名については、ほとんどの大学において「税務会計論」または「税務会計」となっている。また、シラバスで明示されていることを条件として、税務会計科目の配当年次と単位数の確認を行った。配当年次については101の講義において確認され、そのうち約8割(79講義)の講義が3年次の選択科目として設定されている。単位数については、148の講義において確認され、そのうち約9割(138講義)の講義が2単位科目として設定されている。

財務会計が経営学・商学・経済学系列の学部を有するほとんどの大学において設置・開講されているのに対し、税務会計科目を設置・開講する大学はその半数にしかない。これは、会計学科目のカリキュラムにおいて、税務会計が財務会計の延長上に位置づけられる応用領域として考えられているためと推察される。多くの大学で税務会計科目を3年次以降の選択科目として開講しているのも、そのような理由によるものと思われる。

シラバスに記載されている授業計画をもとに、開講されている税務会計科目を教育対象とする税務会計の範囲に基づいて分類すると、所得税務会計を扱う講義が168、財産税務会計を扱う講義が11、消費税務会計を扱う講義が25であった¹⁰⁾。さらに、所得税務会計を扱う168の講義について、教育領域としての所得税務会計を法人税法に基づく会計と所得税法に基づく会計に区分してみると、法人税法に基づく会計を扱う講義が129、所得税法に基づく会計を扱う講義が19、その両方を扱う講義が20あることが確認された。

教育領域としての税務会計の範囲は、受講生の関心やレベル等に依存して広狭様々に限定することができる¹¹⁾。そうしたなかで、税務会計教育の現状を教育領域という観点から考察した場合、所得税務会計、とりわけ法人税法に基づく会計が税務会計の中心的領域であるとする一般的理解を強く反映したのになっていることがうかがえる。

7) 税務会計科目の設置・開講が確認された大学一覧については、巻末の【参考資料】を参照されたい。

8) 1つの大学で複数学部において開講している場合がある。

9) 例えば「税務会計Ⅰ」「税務会計Ⅱ」というように、1つの大学または学部で複数開講されている場合、それぞれ1科目としてカウントしている。

10) 1つの科目で複数の領域を扱っている場合がある。また、極めて少数であるが、租税法を概観する講義や財務会計の基礎を解説する講義も確認される。それらについては、未分類である。

11) 鈴木 [1996], 15頁。

(表1) 税務会計科目における講義内容

租税法の基本原則／ 租税法の体系	法人税法の体系／法人 税制の概要	税務会計の基礎理論 ／基本原則	課税所得の概念／会計 利益と課税所得の関係	課税所得の計算構造 ／課税所得計算の通 則的規定
16講義 (11.1%)	70講義 (48.6%)	5 講義 (3.5%)	26講義 (18.1%)	77講義 (53.5%)
益金の額・損金の額 の範囲／損益の期間 帰属	収益の税務処理	費用の税務処理	税務資産の会計	税務負債・資本の会 計
61講義 (42.4%)	76講義 (52.8%)	87講義 (60.4%)	80講義 (55.6%)	73講義 (50.7%)
法人税額の計算／税 率／税額控除	申告書の作成／申告・ 納付・還付等	組織再編税制	連結納税制度	グループ法人税制
66講義 (45.8%)	66講義 (45.8%)	26講義 (18.1%)	31講義 (21.5%)	24講義 (16.7%)
国際税務	同族会社の留保金課税	多様な事業体の課税 問題	法人税制の経済的帰結	IFRS が税務会計に 与える影響
33講義 (22.9%)	30講義 (20.8%)	2 講義 (1.4%)	2 講義 (1.4%)	1 講義 (0.7%)

(注) 各大学のシラバスをもとに筆者作成。

(3) 講義内容

以下では、法人所得税務会計を教育領域とする税務会計教育の問題に限定して論じることとする。(表1)は、シラバスの記載事項をもとに、法人所得税務会計を教育領域とする税務会計科目においてどのような内容が講義テーマとして取り上げられているかを示したものである。本研究では、シラバス上の授業計画等に個別テーマの記載が確認できる144講義を対象として集計作業を行った。

(表1)が示すように、税務会計教育の特徴としては、次の2点が観察される。第1の特徴は、税務会計の本質である課税所得計算の技術的側面を講義内容の中心にすえているということである。そこでは、税法法令等の解釈を重視しながら、税法計算規定の解説や税務会計実務の紹介などが行われている。第2の特徴は、教育対象とする税務会計の領域が税務会計実務における事後的な計算結果の外部報告、とりわけ決算と申告の側面に限定されているということである。

これら2つの特徴は、かつて第45回日本会計研究学会関西西部会(神戸学院大学)の統一論題「会計学教育の模索と展望」における鈴木一水教授の報告のなかでも指摘されていたことである。その後20年が経過した現在においても同様の特徴が観察されるのである。さらに、鈴木教授は統一論題の報告において、「多くの税務会計の教科書が、法人税法、法人税法施行令および法人税法施行規則、ならびに租税特別措置法、租税特別措置法施行令および租税特別措置法施行規則、さらにはそれらの解釈指針や取扱基準である通達の説明にその大部分をさいていることに、これらの特徴が見出される」¹²⁾と述べている。

(表2)は、わが国の代表的な税務会計のテキストが取り上げている解説事項を要約して

12) 鈴木 [1996], 16頁。

示したものである。いずれのテキストも、税務会計の基本書として、学生・ビジネスマン・資格試験の受験者など多くの読者から支持を得ているものばかりである。実際、今回調査対

(表2) 代表的な税務会計のテキストにおける解説項目

富岡幸雄 『新版 税務会計学講義』	成道秀雄 (編著) 『新版 税務会計論』	中田信正 『新訂 税務会計要論』	全国経理教育協会 (編) 『演習法人税法』
第1部 税務会計総論 第1章 税務会計 第2章 税務会計学 第3章 税務会計の基礎理論 第4章 税務会計の計算構造 第2部 税務収益会計 第5章 販売収益 第6章 役員収益 第7章 請負収益 第8章 譲渡収益 第9章 受取配当等 第10章 受贈益・債務免除益 第11章 受取利息・使用料・リース料・その他の収益 第3部 税務費用会計 第12章 給与 第13章 交際費等 第14章 販売促進費 第15章 寄附金 第16章 租税公課 第17章 貸倒損失 第18章 福利厚生費・保険料・不正行為等に係る費用等・その他の費用 第4部 税務資産会計 第19章 有価証券 第20章 棚卸資産 第21章 固定資産 第22章 借地権 第23章 繰延資産 第24章 資産の評価損 第5部 税務負債・資本金会計 第25章 引当金 第26章 準備金 第27章 資本金等の額・利益積立金額・欠損金 第6部 税務企業組織会計 第28章 グループ法人税務 第29章 企業組織再編税務 第7部 補論 第30章 同族会社税務 第31章 税額計算	第1章 総説 第2章 益金の会計 第3章 損金の会計 第4章 資産の会計 第5章 負債・資本の会計 第6章 組織再編税制 第7章 連結納税制度 第8章 グループ法人単体課税制度 第9章 同族会社課税 第10章 信託の課税 第11章 清算課税及び退職年金等積立金課税 第12章 国際課税 第13章 税額の計算 第14章 申告、納付、還付等 補章 消費税	第I部 課税所得総論 第1章 税務会計の概念 第2章 法人税の納税主体 第3章 各事業年度の所得金額 第II部 益金・損金論 第4章 販売・請負等の収益 第5章 棚卸資産と売上原価 第6章 固定資産と減価償却 第7章 特別償却 第8章 営業費用と損失 第9章 営業外収益 第10章 有価証券の譲渡損益および時価評価損益 第11章 繰延資産の償却 第12章 リース取引 第13章 引当金・準備金 第14章 圧縮記帳 第15章 欠損金等 第III部 税額計算と申告手続 第16章 税額の計算 第17章 申告及び更正等・資本金等の額及び利益積立金 第IV部 企業税務における重要課題 第18章 国際税務 第19章 企業集団税制 第20章 消費税の仕組み	第1章 法人税のあらまし 第2章 総則 第3章 法人税法上の「所得」 第4章 損益の期間帰属 第5章 棚卸資産 第6章 減価償却 第7章 繰延資産 第8章 役員の給与等 第9章 租税公課等 第10章 寄附金 第11章 交際費等 第12章 貸倒損失と貸倒引当金 第13章 圧縮記帳 第14章 受取配当等の益金不算入 第15章 有価証券の譲渡損益・時価評価損益 第16章 その他の損益 第17章 別表四と五 (一)の作成方法 第18章 税率 第19章 同族会社と留保金課税 第20章 所得税額の控除 第21章 申告と納税 第22章 グループ法人単体課税制度 第23章 総合問題演習

(注) 各テキストの目次をもとに筆者作成。

象とされた税務会計科目の多くにおいて、これらテキストが教科書や参考書として指定されている。(表2)の4つのテキストに共通する特徴は、課税所得計算の技術的側面に焦点をあてながら、税務法令等の解釈や説明にその大部分が費やされていることである。

4. 税務会計教育の課題

(1) 税務会計の教育・研究・実務のトライアングル

税務会計教育の問題を検討するとき、税務会計の研究と実務から切り離して考えることはできない。税務会計の教育・研究・実務は、1つのトライアングルとして相互に影響を及ぼし合っているからである。本研究では、税務会計研究と税務会計実務との関わりの中で、先に述べた税務会計教育の特徴が形成されるに至った要因を解明し、今後の税務会計教育に求められる課題について検討することとする。これに先立ち、小菅 [1996, 30-32頁]¹³⁾をもとに、税務会計の教育・研究・実務の関係について明らかにしておく。

①税務会計の教育と実務の関係

- (a) [教育→実務] の関係：税務会計のルールとその背後にある理論を正しく理解したうえで実務に適用できるように訓練し、税務会計実務を担う人材を育成する。
- (b) [実務→教育] の関係：実務家の教育参加やインターンシップの受入れによって、学生が現実の税務会計実務を学ぶ機会を教育の場に提供する。

②税務会計の教育と研究の関係

- (c) [研究→教育] の関係：現実の税務会計現象に関する記述的な説明理論を用いて、研究成果を税務会計教育へ還元する。
- (d) [教育→研究] の関係：教育の場で教授する内容と現実の税務会計実務とのギャップを感じるという経験は新たな研究のアイデアを生み出す源泉となりうる。

③税務会計の研究と実務の関係

- (e) [研究→実務] の関係：税務会計研究の成果は直接的あるいは教育を介して間接的に税務会計実務上の問題に対する処方箋を提供する。
- (f) [実務→研究] の関係：税務会計実務上の問題は新たに研究を誘発する。

(2) 税務会計実務

税務会計は、課税所得や税額の計算実施時期によって、事前計算と事後計算に大別される。申告期限までに行われる一事業年度の課税所得金額と税額の計算は事後計算であり、通常の営業活動、投資活動、財務活動などの企業活動に関連する税額等をあらかじめ見積る過程は事前計算である¹⁴⁾。

税務申告と納税のためだけであれば、税務会計実務は事後計算だけで十分である。しかし

13) 小菅 [1996] では、管理会計の教育・研究・実務の関係について検討している。

14) 鈴木 [2013], 2頁。

ながら、節税を志向する経営者は、所与の税法規定の枠内で、財やサービスの取引形態、資金調達の方法、投資の対象、生産計画さらには組織形態の選択に関連する税コストをも考慮したうえで、企業活動を計画し実行しなければならない。税務会計には、事前計算を通じて、経営意思決定に役立つ情報を提供するという役割も期待される。

申告納税制度のもとでは、事後計算の結果は税務当局に対し申告期限までに報告される。また、企業の経営者に対しては、経営意思決定に必要な事前計算の結果と企業活動の効率性の評価に必要な事後計算の結果の両方が報告されることになる¹⁵⁾。

このようにみると、税務会計は、「①事前計算・内部報告からなる経営意思決定のための税務会計」、「②事後計算・外部報告からなる税務申告のための税務会計」、そして「③事後計算・内部報告からなる経営管理のための税務会計」の3つの領域に区分することができる。

かつての高度経済成長期では、納税額を上回って余りある利益が企業にもたらされることが多かったため、課税によって生じる税コストの管理は企業にとってそれほど重要な課題ではなかった¹⁶⁾。しかし、現在のような景気低迷期に入り、企業がコスト低減によってしか利益の確保が見込めなくなると、高度経済成長期には潜在的なレベルに留まっていた節税意識が顕在化してくる¹⁷⁾。とりわけ、財務に及ぼす税コストの影響が相対的に大きくなってくると、経営戦略における事前的な税務計画がますます重要になってくる。このような企業をめぐる租税環境の変化に伴って、今日の税務会計実務では上記①や③のような管理会計的な税務会計の役割もまた重要になってきている。

(3) 税務会計研究

税務会計研究は、「法令解釈型研究」¹⁸⁾と「現象解明型研究」¹⁹⁾の2つのタイプに大きく分類される。わが国の税務会計研究は、「税務会計の事後計算・外部報告を研究対象とする法令解釈型研究を志向し、そこでは税法規定の解釈と適用をめぐる問題の検討が中心的課題とされ、制度の紹介や解説・歴史的考察、制度の批判的検討による理論的・実務的課題の検討、裁判例や裁決事例の考察、諸外国の税制の紹介や国際比較などに傾注している」²⁰⁾という特徴を有しながら展開されてきた。

そのように税務会計研究を方向づけてきた背景には、大きく2つの要因があったと考えられる。ひとつは、戦後のシャープ勧告によって導入された申告納税制度を普及させるために、

15) 鈴木 [2013], 2-3 頁。

16) 鈴木 [2013], 5 頁。

17) 鈴木 [2013], 10-11 頁。

18) 研究対象を法人の決算と申告の側面に限定し、課税所得の計算規定を体系的かつ一貫性があるように構成するための税制の趣旨や目的に沿った概念の明確化と、課税所得計算の技術的側面についての事後的な税法規定の解釈を中心に展開される研究をいう (鈴木 [2013], 6 頁)。

19) 税法規定が経営者の意思決定に及ぼす影響や利害関係者間での税負担や資源の配分過程を説明し予測することを重視する研究をいう (鈴木 [2013], 15 頁)。

20) 拙稿 [2014], 5-6 頁。

税務法令等を周知徹底させる必要があったという社会的要請である。いまひとつは、幾度にも及ぶ税務法令等の改正に対し、税務当局との税務紛争の回避を望む企業側（納税者側）からの、税務法令等の解釈・適用のための税務会計に対する教育需要の存在である。

なお、近年においては、統計的手法を用いた実証的会計研究の台頭とともに、税務法令または税制が経営者や利害関係者の意思決定（または行動）に及ぼす影響を実証的に解明することを試みる研究も散見されるようになってきた。

（4）税務会計教育の今後の課題

会計研究との関係における会計教育上の重要な問題は、会計研究の成果（理論）を会計教育のなかにどのように反映させるかということであろう。この点について、興津教授は、「研究の成果が教育の中において受け入れられるためには、研究・教育者間において広く承認されていることが必要である。つまり、研究の成果・知識の共有化がなされるというプロセスを通じて、会計学教育の対象となりうる。」²¹⁾と述べている。

前述のとおり、多くの大学で行われている税務会計教育は、「税務会計実務における事後的な計算結果の外部報告とりわけ決算と申告の側面に教育対象領域を限定し、税務法令等の解釈を重視しながら課税所得や税額の計算技法や申告書の作成方法を教授する」という特徴を有している。そして、そのような特徴は、今日までの税務会計教育が主として税務会計の事後計算・外部報告の側面を研究対象とする法令解釈型研究に基づく知見を学生に教授する形で展開されてきたことによって形成されるに至ったと考えられる。税務申告目的の税務会計に対する社会的需要の大きさとも相俟って、税務会計研究の成果（理論）が共有化というプロセスを経て税務会計教育のなかに反映されてきたのである。税務会計研究の税務会計教育に対する貢献ともいえよう。

しかしながら、これまでのように、法令解釈型研究に基づく知見を教授するだけの教育に偏りすぎると、学生に対し授業内容と現実の税務会計実務との乖離を感じさせてしまう恐れがある。企業が実践する税務会計は、税務申告だけでなく計画や統制にも及ぶ、実にダイナミックな過程である。今後の税務会計教育に対しては、税務会計学の教育領域としての税務会計を税務申告目的の税務会計に限定するのではなく、意思決定や経営管理のための税務会計にも広げ、企業行動に結びつけて考察し、教育していくことが求められる。

5. むすびにかえて

法令解釈型研究に基づく知見を教授する形で展開されてきた今日までの税務会計教育は、税務会計実務に携わる人材の育成や税務会計実務の普及と発展に寄与してきたという意味では十分に評価されなければならない。しかしながら、税制改正が頻繁に行われる状況下では、

21) 興津 [1996], 8-9頁。

税務会計を税法解釈論という狭い領域に限定する税務会計教育が教授する知識は、すぐに陳腐化してしまうおそれがある。

税務会計実務の今日的状況をふまえると、教育内容に関しては教育する税務会計領域の拡大という変革が今後の税務会計教育に対して求められる。そのうえで、本研究では、「税務会計情報の作成に関する教育」と「税務会計情報の利用に関する教育」とに区分して、税務会計教育を実践していくことの必要性を指摘する。「税務会計情報の作成に関する教育」では、税法計算規定の解釈に基づく課税所得・税額の計算方法とその背景にある理論を学習内容とする。これは、伝統的な税務会計教育を継承するものである。一方、「税務会計情報の利用に関する教育」では、先の学習内容をふまえて、経営管理者の意思決定のための税務会計情報の分析とその結果の解釈に焦点をあてる。これによって、「税務会計の内部報告と外部報告、また事前計算と事後計算の有機的な結合」²²⁾が可能となるだろう。

【参考資料】 税務会計科目を開講する大学

小樽商科大学、釧路公立大学、札幌学院大学、北海学園大学、北海商科大学、青森公立大学、八戸大学、石巻専修大学、東北学院大学、作新学院大学、白鷗大学、東京国際大学、獨協大学、敬愛大学、千葉商科大学、中央学院大学、東京成徳大学、明海大学、麗澤大学、青山学院大学、亜細亜大学、桜美林大学、嘉悦大学、慶應義塾大学、國學院大學、国土館大学、駒澤大学、成蹊大学、専修大学、大東文化大学、拓殖大学、中央大学、帝京大学、東海大学、東京経済大学、東洋大学、日本大学、法政大学、武蔵大学、明治大学、明治学院大学、目白大学、立教大学、早稲田大学、横浜国立大学、神奈川大学、関東学院大学、横浜商科大学、新潟大学、長岡大学、新潟産業大学、金沢学院大学、金沢星稜大学、福井県立大学、山梨学院大学、朝日大学、岐阜経済大学、中部学院大学、静岡県立大学、常葉大学、名古屋市立大学、愛知大学、愛知学院大学、愛知産業大学、愛知工業大学、愛知東邦大学、中部大学、豊橋創造大学、南山大学、名城大学、京都学園大学、同志社大学、大阪学院大学、大阪経済大学、大阪経済法科大学、大阪国際大学、大阪商業大学、関西大学、近畿大学、四天王寺大学、摂南大学、桃山学院大学、神戸大学、関西学院大学、甲南大学、神戸学院大学、公立鳥取環境大学、岡山大学、岡山商科大学、県立広島大学、尾道市立大学、広島修道大学、福山大学、山口大学、北九州市立大学、九州国際大学、九州共立大学、九州産業大学、九州情報大学、久留米大学、西南学院大学、日本経済大学、福岡大学、長崎県立大学、熊本学園大学、別府大学、宮崎産業経営大学、鹿児島国際大学、沖縄国際大学。

(付記)

本論文は、桃山学院大学共同研究プロジェクト「会計教育に関する研究(12共225)」による研究成果の一部である。

—引用文献・参考文献—

興津裕康「会計学教育の模索とその成果—統一論題の報告」『會計』, 第150巻第2号(1996年8月), 1-13頁。

小菅正伸「管理会計教育の模索と展望」『會計』, 第150巻第2号(1996年8月), 26-38頁。

22) 鈴木 [1996], 24頁。

- 金光明雄「日本における税務会計研究の展開」『桃山学院大学総合研究所紀要』, 第39巻第3号(2014年3月), 109-126頁。
- 坂上学「税効果会計教育の課題—実験的アプローチに向けて—」『総合税制研究』, 第11号(2003年1月), 216-232頁。
- 柴健次(編著)『会計教育方法論』関西大学出版部, 2007年a。
- 柴健次「いまなぜ会計教育研究の本格化が必要か」『企業会計』, 第59巻第6号(2007年6月b), 102-105頁。
- 柴健次「再度, 会計教育研究の本格化を望む」『企業会計』, 第63巻第12号(2011年12月), 4-10頁。
- 鈴木一水「税務会計教育の内容をめぐる問題」『會計』, 第150巻第2号(1996年8月), 14-25頁。
- 鈴木一水『税務会計分析』森山書店, 2013年。
- 全国経理教育協会(編)『演習法人税法(平成27年版)』清文社, 2015年。
- 富岡幸雄『新版税務会計学講義(第3版)』中央経済社, 2013年。
- 中田信正『新訂・税務会計要論』同文館出版, 2011年。
- 成道秀雄(編著)『新版税務会計論(第4版)』中央経済社, 2013年。
- 藤田幸男(編著)『21世紀の会計教育』白桃書房, 1998年。
- 藤永弘(編著)『大学教育と会計教育』創成社, 1994年。
- 文教協会『平成26年度全国大学一覧』文教協会, 2014年。

(2015年5月7日受理)

A Study on the Current State and Issues of Tax Accounting Education in Japan

KONKO Akio

The purpose of this study is to discuss the current state of and future prospects for tax accounting education at Japanese universities.

In recent years, the status and quality of accounting education have attracted attention in educational settings such as universities, and in society in general. Now, with heightening concern about accounting education in educational settings in the field of accounting itself, research on accounting education in academic settings is required.

There are currently various problems in accounting education. This paper investigates the content of tax accounting education based on the syllabus of tax accounting classes at several universities, and identifies issues to address in the future in tax accounting education. Consequently, this study will contribute to the further development of tax accounting education.